

訪問看護ステーション月 重要事項説明書

(2026年3月1日改定)

1. 当社の概要

事業者名称	株式会社 傍楽(はたらく)
代表者氏名	代表取締役 保坂 恵里奈
本社所在地	京都府久世郡久御山町栄3丁目1番地20
電話番号	0774-94-6349
法人設立年月日	2021年1月11日

2. 事業所の概要

事業所名	株式会社傍楽 訪問看護ステーション月
所在地	京都府久世郡久御山町栄3丁目1番地20
電話番号・FAX	(電話)0774-94-6349 (FAX)0774-34-0866
事業所番号	認可指定番号 2661190021 (指定年月日 2021年6月1日)
管理者名	山根 絹
事業の目的	当該ステーションは介護保険法並びに関係する厚生労働省令に沿い、利用者に可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な訪問看護・介護予防訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	①ステーションの看護職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指し支援する。また利用者の意志及び人格を尊重し、訪問看護計画を作成した場合には、利用者に同意を得て、交付いたします。 ②指定介護予防訪問看護は利用者の介護予防に努め、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活ができるよう支援します。また利用者の意志及び人格を尊重し介護予防訪問看護計画書を作成し利用者に同意を得て、交付いたします。 ③事業の実施に当たっては、居宅介護事業所、地域包括支援センター、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

3. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	職務内容等
管理者	1名	従業者の管理及び業務の一元的な管理
看護師	2.5名以上	訪問看護サービスの提供
PT/OT/ST	1名以上	訪問看護リハビリの提供
事務職員等	1名以上	事業所内の事務処理作業等

PT＝理学療法士、OT＝作業療法士、ST＝言語聴覚士

4. 通常の事業の実施地域

京都府久世郡久御山町、宇治市、城陽市、八幡市 その他の区域の訪問はご相談ください。

5. 営業日・営業時間等

(1) 営業日

月曜日～金曜日(祝日は通常稼働、土曜日、日曜日においては応相談)

ただし、12月30日～1月3日、1月11日を除く

なお、祝日におけるセラピストの訪問は、原則休みとする。必要がある場合は応相談。

(2) 営業時間

9:00～17:00(ただし緊急の場合、時間外でもご連絡可能)

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。

6. サービス提供方法

- ①訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施します。
- ②利用希望者または家族がステーションの直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求め訪問看護を実施します。
- ③介護保険法の訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターとの連携を図ります。
- ④介護保険法により、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って訪問看護計画書を作成します。

7. 提供するサービスの内容

- ①病状・障害の観察、健康相談(血圧・体温・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備など)
- ②日常生活の看護(清拭、洗髪、爪切りなどの清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など)
- ③医師の指示による医療処置(褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸器・胃瘻・腸瘻・在宅酸素・各種留置カテーテルなどのチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談)
- ④リハビリ援助行為(拘縮予防、歩行訓練、言語訓練、嚥下訓練、認知予防指導等)
- ⑤認知症の看護(認知症の介護相談、悪化防止、事故防止の相談や助言)
- ⑥精神的支援をはじめ総合的な看護
- ⑦住まいの療養環境の調整と支援
- ⑧苦痛の緩和と看護
- ⑨終末期に対する適切な看護
- ⑩流行性感染症罹患患者への継続観察
- ⑪その他(家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談、

相続に関する相談)

8. オンライン資格確認について

当事業所は、質の高い訪問看護の実施をするため、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

それに伴い、必要に応じて利用者にマイナンバーやそれに準ずる書類の提示を求めることがあります。国から認められている支援事業者(ネット回線やそれに準ずる事業者)による情報の確認を行うことがあります。

9. 利用者負担金

■訪問看護(要介護1~5の方)

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
				1割
看護師による場合	20分未満	314単位	3,205円	320円
	30分未満	471単位	4,808円	480円
	30分~60分	823単位	8,402円	840円
	60分~90分	1128単位	11,516円	1,151円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合	20分	294単位	3,001円	300円
	40分	588単位	6,003円	600円
	60分	795単位 (265単位)	8,116円 (2,705円)	811円 (270円)
夜間(18:00~22:00)・早朝(6:00~8:00)の加算		上記の金額に1回につき25%加算します。		
深夜(22:00~6:00)の加算		上記の金額に1回につき50%加算します。		

※地域区分1単位:10,21円(久御山町 7級地)

■介護予防訪問看護(要支援1・2の方)

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
				1割
看護師による場合	20分未満	303単位	3,093円	309円
	30分未満	451単位	4,604円	460円
	30分~60分	794単位	8,106円	810円
	60分~90分	1090単位	11,128円	1,112円
理学療法士・作業療法士または言語聴覚士に	20分	284単位 (279単位)	2,899円 (2,848円)	289円 (284円)

よる場合	40分	568単位 (558単位)	5,799円 (5,697円)	579円 (569円)
夜間(18:00~22:00)・ 早朝(6:00~8:00)の加算		上記の金額に1回につき25%加算します。		
深夜(22:00~6:00)の加算		上記の金額に1回につき50%加算します。		

※地域区分1単位:10.21円 (久御山町 7級地)

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合、利用開始月から1年を超える利用者に介護予防訪問看護を行った場合、1回5単位の減算となります。()内を参照。

【要介護・要支援の方共通項目】

次の基準のいずれかに該当する場合に8単位の減算となります。

- ① 前年度の理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士による訪問回数が、同事業所看護師による訪問回数を超えていること。(2024年度は該当なし)
- ② 緊急時訪問看護加算、特別管理加算および看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。

※ 要支援の方で利用開始から1年を超える利用者の介護予防訪問看護については、上記基準に該当する場合、1回5単位の減算から更に15単位の減算となります。

■加算項目

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
			1割
初回加算(Ⅰ) 初回加算(Ⅱ)	350単位	3,573円	357円
	300単位	3,063円	306円
どちらも初回月に1回 (1)は病院等より退院した日に初回の訪問看護を行った場合に算定。 (2)は上記以外の日程で初回の訪問看護を行った場合に算定。			
特別管理加算(1) 特別管理加算(2)	500単位	5,105円	510円
	250単位	2,552円	255円
厚生労働大臣が定める状態にある者。			
長時間訪問看護加算	300単位	3,063円	306円
	90分以上の訪問をした場合		
緊急時訪問看護加算	600単位	6,126円	612円
	24時間365日看護師による対応を行う場合(月1回)		
ターミナルケア加算	2,500単位	25,525円	2,552円
	在宅でお看取りをした場合		

退院時共同指導加算	600単位		6,126円	612円
	退院時、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合			
複数名訪問看護加算(1)	30分未満	254単位	2,593円	259円
	30分以上	402単位	4,104円	410円
複数名訪問看護加算(2)	30分未満	201単位	2,052円	205円
	30分以上	317単位	3,236円	323円
	身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難な場合等 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる場合等			
その他の自己負担	①営業時間外訪問(12/30～1/3、1/11)		5,000円	
	②プラン以外訪問(予定外訪問)		介護保険単位数を超えての訪問は全額実費	
	③交通費(久御山町、宇治市、城陽市、八幡市以外のエリア)		100円/km	
	④エンゼル処置		20,000円	

※上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の訪問看護サービス計画に定められたサービスに係る標準的な時間を基準とします。

※介護保険法および医療保険制度の改定等により、加算の内容または利用料金に変更となる場合があります。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、事業実施地域と地域外の境より片道100円/kmの交通費を自己負担でお支払いいただきます。

■キャンセル料

利用者のご都合により、サービスをキャンセルされた場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、病状の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	3,000円

10. 利用料金のお支払方法

事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付いたしますので、翌月27日までに事業者の指定する方法でお支払いいただきます。

原則として口座引き落としとさせていただきます。なお、ご希望により振込・現金払いを利用することもできます。ただし、振込手数料は利用者の負担になります。入金確認後、領収書を発行いたします。

現金払いの場合は、差額の無いようご用意をお願いしております。

11. ご利用にあたってのお願い

- ①サービス提供にあたっては、複数の看護師が交代で訪問させていただきます。
- ②訪問看護師等の訪問時間は、交通事情や天候、前の訪問先の状況等により30分程度前後する場合があります。
- ③ご都合で日程などの変更やキャンセルをされたい場合は、前日までにご連絡ください。
- ④利用者またはご家族に感染症の可能性がある場合は、感染に対する予防処置を取らせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤訪問看護師等には、利用者との個人的な連絡や契約は禁止しています。
＜看護職員等の禁止行為＞
 - ・利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ・利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ・利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
 - ・その他利用者または家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ⑥急な発熱や発作の場合は、必要に応じて訪問看護させていただきます。
- ⑦訪問看護師等の交代を希望される場合はご相談ください。ただし、利用者からの特定の看護師のご指名はお受けいたしかねますのでご了承ください。

12. 虐待防止および身体拘束に関する事項

- ①事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を取ります。
 - (1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - (2)虐待防止のための指針の整備
 - (3)虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4)(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- ②事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- ③訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの提供にあたっては、利用者またはその家族等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- ④③の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 事故発生時の対応

- ①事業者は、訪問看護サービス提供中に事故が発生した場合は、事故の状況に応じて次の対応を行います。
 - (1)医療機関への連絡と受診
 - (2)利用者の家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、市町村への連絡
 - (3)事故原因の解明等、上記以外に必要な措置
- ②事業者は、訪問看護サービス提供にあたり、万一利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、加入している損害保険により速やかに損害賠償を行います。ただし、自ら責めに帰すべき

事由によらない場合は、この限りではありません。

14. 苦情の相談

利用者からの苦情などに迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置しています。
ご不明な点はお気軽にご相談ください。

【利用者相談窓口】 株式会社傍楽 訪問看護ステーション月

電話 0774-94-6349 FAX 0774-34-0866

窓口責任者 河合 麻衣

管理者 山根 絹

※その他、当事業所以外に京都府国民健康保険団体連合会(075-345-9090)

市町村または所轄保健所の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

15. サービスの終了について

①次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することでサービスの解約ができます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が守秘義務に反した場合
- ・事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

②次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することでサービスの解約ができます。

- ・利用者のサービス利用料金の支払いが2ヵ月以上遅延し、料金を支払うように催促したにも関わらず月末までに支払われない場合
- ・利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合(セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等)

③次の事由に該当した場合は、サービスは自動的に終了します。

- ・利用者の要支援・要介護認定区分が、自立(非該当)と認定された場合
- ・利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合(3ヶ月以上継続)
- ・利用者が死亡した場合

16. 業務継続計画の策定等

①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 緊急時の対応

利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡し対応させていただきます。

【24時間連絡体制について】※別添 緊急時対応体制図参照

電話による相談または訪問看護を利用する場合、9～17時と17時～翌9時では対応方法が異なります。

平日9時～17時

事務所または24時間対応携帯番号へ連絡いただきましたら、利用者の状況に応じて、電話対応または現場近くの即時対応できるスタッフへ訪問指示を行い、緊急訪問にて対応を行います。

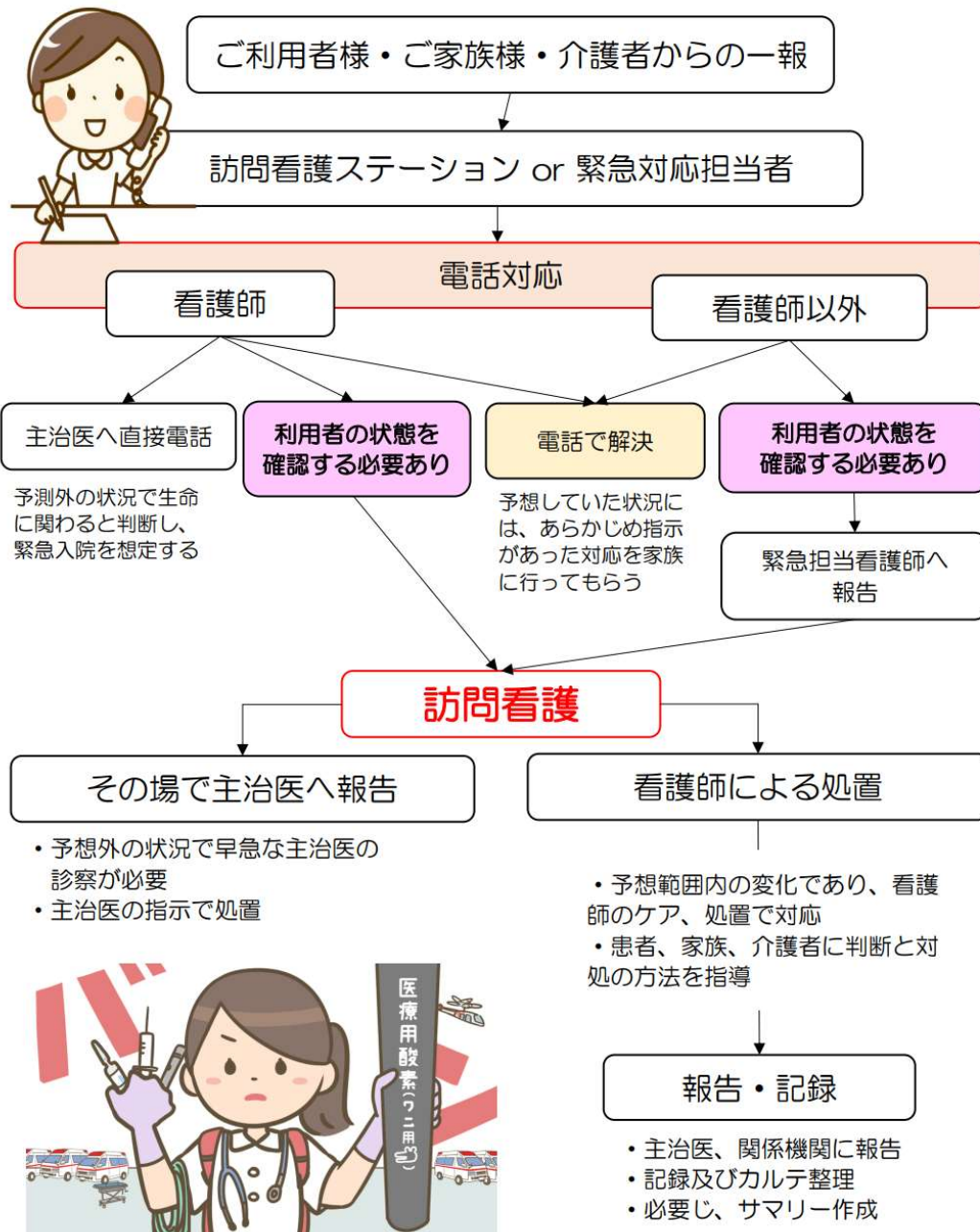
平日17時～翌9時、土日祝

24時間対応携帯番号へ連絡いただきましたら、利用者の状況に応じて、連絡相談担当スタッフが電話対応または緊急訪問にて対応を行います。

連絡相談担当スタッフについては下記体制に基づき、看護師または看護師等以外の職員でのサポート体制を確保しております。

- ア 看護師等以外の職員が利用者またはそのご家族等からの電話等による連絡および相談に対応する際のマニュアルの整備をしています。
- イ 緊急の訪問看護の必要性の判断を看護師が速やかに行える連絡体制および緊急の訪問看護が可能な体制が整備されています。
- ウ 管理者は、連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制および勤務状況を明らかにしています。
- エ 看護師等以外の職員は、電話等により連絡および相談を受けた際に、看護師へ報告します。報告を受けた看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書へ記録します。
- オ アからエの内容について利用者およびご家族様当へ説明し、同意を得ます。
- カ 指定訪問看護事業者は、連絡相談を担当する看護師等以外の職員に関して届出をしています。

在宅看護における緊急時対応の流れ



18. 個人情報の保護及び秘密の保持について

<p>1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>2 個人情報の保護について</p>	<p>1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

加算に関する同意書

- 私は、貴訪問看護ステーションの24時間連絡体制により、緊急時の場合等の電話による相談または訪問看護を利用するため、**緊急時訪問看護加算**を算定することに同意します。

- 私は、緊急時訪問看護加算を必要としません。
（必要となった場合は、再契約を行います。）

上記の契約、同意を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

<利用者>

私は、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金、同意書等について説明を受け、内容を確認しました。

この契約書で確認いたしました訪問看護サービスの利用を申し込みます。

利用者	住所	
	氏名	印

<署名代行者>

私は、本人の契約意思を確認し、署名代行いたしました。

署名代行理由

署名代行者	住所 連絡先	(電話 — —)
	氏名	印

訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、サービス内容及び重要事項、個人情報保護や契約に関する事項の説明を行いました。

【事業者】

京都府久世郡久御山町栄3丁目1番地20

株式会社 傍楽

代表取締役 保坂 恵里奈

印

【事業所】

京都府久世郡久御山町栄3丁目1番地20

株式会社傍楽 訪問看護ステーション月

(指定事業所番号 第2661190021号 京都府)

管理者 山根 絹

説明者 _____